ISFJ2020

政策フォーラム発表論文

子どもの貧困と教育格差[1]

明治学院大学
西村万里子研究会
教育分科会①
宮下　凌
大橋　並歩
冨髙　辰彦
八木　菜々子

2020 年　11 月

[1] 本稿は、2020 年 12 月 19 日、20 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2020」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

子どもの貧困と教育格差の問題は、以前から問題視され続けており、様々な支援がなされているにも関わらず、依然として大きな話題として取り上げられている。

子どもの貧困や教育格差問題は、個人の問題ではなく、日本全体の問題である。近年、子どもの貧困や教育格差を解消するために、「児童扶養手当」や「就学支援金制度の拡大」等の経済支援、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」等の生活支援など、数々の支援策が導入されている。しかしながら貧困及び教育格差の問題の解決に至っていない状況である。そこで本稿は、教育格差によって生じる貧困の連鎖をどのようにして断ち切るかを研究テーマに設定し考察した。

教育格差の現状を把握するために、親の所得が低い場合と高い場合、前者の方が子どもの学力が低い傾向にあり、その後の進学状況を経て子どもが貧困となり、その次の世代にまで貧困が連鎖していく、貧困の連鎖の実態を示した。

第一章の問題意識と現状分析では、子どもの貧困と教育格差がどのように繋がっているのかを明らかにしている。問題意識では、教育格差の根底には経済的困窮からなる「貧困の連鎖問題」があり、「貧困の連鎖」が教育格差のみならず、子どもからその次の世代の子どもへと連鎖する貧困、所謂社会的な貧困の連鎖を作り出す実態を示した。

現状分析では、現在日本の教育格差がどのように生じるのかについて「公財政教育支出」と「相対的貧困率」のデータを海外データと比較しつつ把握している。さらに、教育格差の原因には「経済的要因」が中核にある状況を示した上で、経済的貧困の連鎖によって生じる長期的実態を把握している。

また、高校生大学生期の貧困世帯の子どもは、高額な学費の経済面の負担から高校や大学への進学を諦めることが多く、進学せずに就職する割合が高くなる。このように、発達段階において、経済的要因が異なる形で表れ、教育格差が生じることが明らかにされた。よって、経済的側面に対する有効な支援策が提供されても必要とする世帯に支援策の情報が周知されないことが問題であるという結論に至った。

第三章分析では、第二章の先行研究も踏まえ、分析枠組みとして、教育格差の存在する根本的な原因は「経済的要因」と考え、「経済的要因」問題が子どもの発達段階に応じて異なる特徴を持つのではないかと考え、さらに各発達段階において十分な支援策が提供されているかという研究視点を設定した。

発達段階を「小学生・中学生期」と「高校生・大学生期」に分類し、教育格差の特徴・原因の違いを分析した。分析の結果、「小学生・中学生期」では習い事等の「学校外教育費」が学習費の大きな割合を示しており、「高校生・大学生期」では「高額な学費」というように、各発達段階の「経済的要因」によって格差が生じていることが具体的なデータを用いることで明らかにされた。

次に各発達段階における支援策について、我々の分析で明らかにされた教育格差の特徴・原因の違いに照らして、現在の支援策の有効性、また支援策は十分機能しているかを分析し、新たな課題を抽出した。新たな課題としては、小学中学期は主に「学校外教育」に視点を置き、NPO 法人による「学習支援活動」等があり、高校大学期では「就学支援金制度」による直接的な経済支援を行うなど、様々な支援策が一定程度導入・提供されているのに、「支援策はあるのに教育格差の問題が解決されない」という実態が浮かび上がった。こうした問題には、支援策の周知が不十分であり、必要な人に利用がつながらない要

因があることが明らかにされた。

こうした問題について、第四章政策提言では、支援策の周知・利用等の支援実施及び運用段階における新たな課題を解消するため、「駆け込み相談窓口事業」という政策を提言した。「駆け込み相談窓口事業」を設置し、現在ある貧困世帯の子どもに対する支援制度や、支援を受けたい人に活動団体を紹介するだけでなく、その利用ができるまでサポートを行うという政策を提言したい。

また、類似政策である「生活困窮者自立支援制度」「練馬区のひとり親家庭支援」の持つ課題から我々の政策提言の実効性や問題点についても検討した。最後に、今後の課題について言及し、この情報社会においてどのように支援策や支援サービスの情報を発信していくこと、NPO に対する理解や行政や機関との連携に関して見直していく必要があることを論じた。

目次

第１章　問題意識・現状分析

第１節　問題意識
第２節　現状分析
　　第１項　教育格差の現状と特徴
　　第２項　教育格差に対する支援政策

第２章　先行研究及び本稿の位置づけ

第１節　先行研究
　　第１項　要約
　　第２項　本稿への位置づけ
第２節　先行研究２
　　第１項　要約
　　第２項　本稿への位置づけ

第３章　分析

第１節　教育格差の原因分析
第２節　研究視点１：発達段階における教育格差の特徴
　　第１項　小学生・中学生期
　　第２項　高校生・大学生期
第３節　研究視点２：教育格差に対する支援策と利用の実態
　　第1項　教育格差に対する支援策・支援サービス
　　(1) 小学生・中学生期の支援と課題
　　① 政府・自治体による支援策
　　② NPO・企業等による支援策
　　（２） 高校生・大学生期の支援と課題
　　① 政府・自治体による支援策
　　② NPO・企業等による支援策
　　第２項　支援策・支援サービスの情報提供と利用の実態
　　(1) 渋谷区における分析
　　(2) 杉並区における分析
　　(3) 港区における分析
第４節　分析結果

第４章　政策提言

第１節　分析結果を踏まえて
第２節　「駆け込み相談窓口事業」～支援利用のためのチューター制度～
　　第１項　提言内容
　　第２項　提言における問題点と考えられる改善策
第３節　類似政策から見る政策提言実効性
　　第１項　類似制度１　生活困窮者自立支援制度の課題
　　第２項　類似制度２　練馬区ひとり親家庭支援の課題
第４節　今後の課題

参考文献・データ出典

第１章　問題意識・現状分析

第１節　問題意識

貧困による教育格差は、貧困が連鎖すること（貧困の連鎖）を伴い、世代を超えて問題が継続する。貧困の連鎖とは、親の収入が低いことに起因し、それに伴い子ども達が十分な教育が受けられず、進学や就職で不利になり、子どもが大人になったときに、収入が不安定になる、収入が低くなることで、その次の世代にも貧困が続いてしまう事である（図1）。

貧困の連鎖は、親の収入の低さと子どもに十分な教育を受けさせられないこと、進学を諦めざるを得ないことが重要な鍵となると考えられている。この悪循環の連鎖から脱却するには、国や自治体の支援が必要で、現在親の収入が社会的に低い場合は、教育に関する経済的支援を受けることができる。その代表としては、地方自治体からの「児童扶養手当」や国が行う「母子父子寡婦福祉資金の貸し付け」などがある。

しかしながら、貧困世帯において教育費の支援は十分ではなく、支援策が効果的に機能している状況にあるとは言えないだろう。

図１　　貧困の連鎖

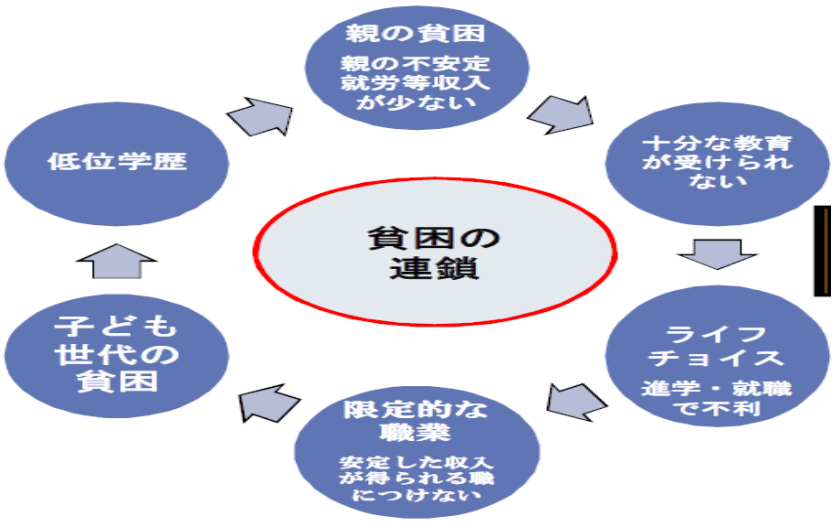

出所）内閣府「子どもの貧困と社会的不利益」　（2016 年）
（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kentoukai/k_3/pdf/s7-1.pdf）

第２節　現状分析

第１項 教育格差の現状と特徴

教育格差の現状を見ると、親の所得が低い場合と高い場合、前者の方が子どもの学力が低い傾向にあり、その後の進学状況などから、子どもが貧困となり、その次の世代にまで貧困が連鎖していくことが問題となっている。実際図 2 からは、親の所得が低いと子どもの学力は低く、逆に親の所得が高いと子どもの学力が高い事から、親の所得と子どもの学

力には相関関係があると言える。さらに学力が低ければ、当然その後の進学も厳しい状況になると推察ができる。

図２　　世帯収入（税込年収）と学力の関係

	小6					中3				
	国語A	国語B	算数A	算数B	%	国語A	国語B	数学A	数学B	%
200万円未満	53.0	39.0	67.2	45.7	6.7	69.1	58.6	51.5	30.0	7.5
200万円～300万円	56.8	42.7	70.4	50.8	8.2	71.2	60.9	55.2	33.1	8.6
300万円～400万円	58.4	45.0	73.6	53.3	12.6	73.9	63.4	58.4	35.5	11.8
400万円～500万円	60.6	47.0	75.1	56.2	14.9	74.8	65.2	60.6	37.9	13.3
500万円～600万円	62.7	48.8	77.6	57.9	14.0	76.6	67.6	63.6	40.4	13.7
600万円～700万円	64.8	52.5	80.1	61.3	11.9	77.6	69.2	66.6	43.5	12.1
700万円～800万円	64.9	52.4	79.7	62.2	10.4	78.7	70.9	68.6	46.6	10.2
800万円～900万円	69.6	57.6	83.2	66.0	6.3	79.7	71.8	69.6	48.1	7.0
900万円～1000万円	69.3	55.1	82.7	66.4	5.0	80.9	73.3	71.6	49.9	5.5
1000万円～1200万円	69.6	55.5	83.9	67.9	5.3	81.8	73.9	72.8	52.6	6.0
1200万円～1500万円	70.8	59.4	84.5	67.1	2.6	83.0	75.8	75.1	54.7	2.8
1500万円以上	75.5	61.5	85.6	71.5	2.1	81.8	75.9	73.4	53.4	1.4
合計	62.8	49.5	77.2	58.5	100.0	76.3	67.3	63.5	41.4	100.0

出所）内閣府（2016）「子どもの貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究　報告書」（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_kaihatsu/index.html）

厚生労働省が 2015 年にまとめた報告書によると、日本の子ども(17 歳以下)の相対的貧困率(等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている)は 13.9%で、これは、日本の子どもの約 7 人に 1 人が相対的貧困状態にあることを示している。教育格差が起こる原因は、根本的には経済的側面が大きいといえる。貧困家庭とそうでない家庭では、高校・大学への進学率に大きな差が生じることが分かっている。

貧困家庭の子どもは、経済面の負担から高校や大学への進学を諦めることが多く、進学せずに就職する割合が高くなる。貧困世帯の形態は、ひとり親家庭の子ども、養護施設で暮らす子どもなど様々であるが、やはり「家族の生活をより楽にしたい」という理由で進学を諦め、義務教育が終了次第働き始める子どもが多い。そのような若年層が進学を諦め就職することが、長期的な教育格差を生み出している。また、教育は学校のみで行われているのではないということも、教育格差を考える上で重要な点である。学校教育外の学習塾や習い事など、学校以外の場所の教育格差にも注目する必要がある。

文部科学省の「平成 26 年度子供の学習費調査」によると、家庭が自己負担する教育支出のうち、約 6～7 割が学校外教育費である。貧困家庭では、学校外教育を受けるための教育費を支出できず、子どもたちは学校外での学習機会や体験機会を奪われている。日本は義務教育の普及率は高いものの、こうした学校外教育を含む多様な教育機会に恵まれなかったことが低学力・低学歴に繋がり、結果として教育格差に繋がってしまうと考えられる。

教育格差は、貧困の連鎖という問題を引き起こし、教育機会に恵まれずに低学歴になった子どもは、将来はやむを得ず所得の低い職業に就かざるを得ず、彼らの次の世代にも貧困が連鎖してしまうという現状が存在している。

第２項 教育格差に対する支援政策

国の教育投資の水準について、OECD 先進国で比較した 2011 年度の国内総生産(GDP)に占める公財政教育支出をみると（図 3）、全ての先進国の中で最上位はデンマークの（約 8.8%）日本が（3.8%）で最下位であったことが分かる。これは、先進国では日本が教育に関する公的支出が少なく、費用の自己負担額が最も多い、という現状を表している。

図 3　　諸外国と比較した日本の教育投資（公財政教育支出の対 GDP 比）

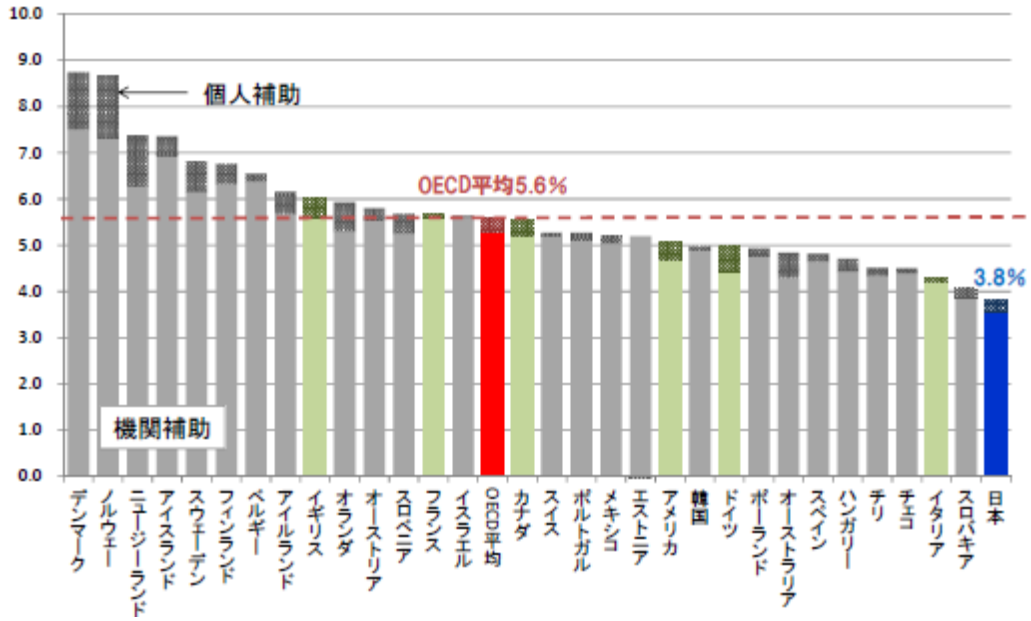

出所）文部科学省「我が国の教育行財政について」（2011）
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/bunka/dai3/dai1/siryou4.pdf）

次に現在国が行っている支援策についてみると、日本でも、子どもの貧困がようやく社会問題として認識され、2013 年に子どもの貧困対策に関する法律が成立し、とりわけ、教育の機会均等を図ることが明確化された。その後、具体的な施策として、2017 年に、低所得世帯向けに高等教育無償化が提案され、授業料減免を含む無償化制度が開始された。2020 年度の予算は約 4880 億円と、かなり大きな額である。

桜美林大学教授の小林雅之氏によれば、この問題として、外部理事の人数などの要件を満たさない大学・専門学校が対象外となることが指摘されている。

大学よりも専門学校の方が、低所得世帯の学生の割合は大きいのが現実だが、要件を満たさないケースが続出し、授業料減免の対象認定が 62%にとどまった。このような政策が、「真に必要とする子どもたち」に届く必要があると述べている。

以上より教育格差対策が導入されても、十分に機能しているとは言えず、よりきめの細かい丁寧な支援政策の実施が必要となると言える。

第２章　先行研究及び本稿の位置づけ

第１節　先行研究１

「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」（2010 年）国立青少年教育振興機構

第１項　要約

国立青少年教育振興機構では幼児期から義務教育修了までの各年齢期における多様な体験とそれを通じて得られる資質・能力の関係性を把握し、学校・地域・家庭においてどの年齢期にどういった体験が重要になるのかを明らかにするため、青少年の発達段階に応じた適切かつ効果的な体験活動の推進に関する調査研究を実施した。調査方法は成人 5,000 人（20 代～60 代）対象のウェブ調査と青少年 11,014 人（小学 5,6 年生，中学 2 年生，高校 2 年生）対象の質問紙調査を用いた。質問の内容は「子どもの頃の体験」（自然体験・動植物とのかかわり・友だちとの遊び・地域活動・家族行事・家事手伝い）と「資質・能力」（自尊感情・共生感・意欲・関心・規範意識・人間関係能力・職業意識、・文化的作法・教養）と「葛藤場面における意識」と「その他（最終学歴，現在の年収，１ヶ月に読む本の冊数）」の 4 つの調査項目を作成し、結果を得点化して子どもの頃の体験とそれによる影響の関係をみた。結果は子どもの頃に「自然体験・動植物とのかかわり・友達との遊び・地域活動・家族行事・家事手伝い」といった体験が多いほど，大人になってからの「自尊感情・共生感・意欲・関心・規範意識・人間関係能力・職業意識・文化的作法・教養」といった能力が高くなる傾向があることがわかった。また子供の頃の体験が多いほど最終学歴と現在の年収が高くなる傾向があることがわかった。

第２項　本稿への位置づけ

この研究では子供の頃の経験がその後の資質・能力に対して影響を与えることを示しており、私たちはこの「体験格差」が現在の貧困の連鎖化や教育格差の一部であると考えている。貧困家庭は子供に対して割く時間やお金が少ないため、習い事などの学校外活動や親と旅行するなどの様々な体験が少なくなり、それらは子どもの資質・能力へ影響してしまうという「体験格差」が生まれてしまう。経済格差が体験格差と学力格差をもたらし、それが貧困をもたらすという繋がりが出来上がっていると考察した。

第２節　先行研究２

「大学進学と学費負担構造に関する研究」（2013 年）　小林雅之・濱中義隆・劉文君

第１項　要約

この調査研究は家庭の経済状況と大学進学の関係を明らかにするため行われたものである。方法は NTT コムオンライン・マーケティング・ソリューションの協力で高卒、中卒、高三生の保護者を対象にアンケートを行ったもので、3 つのデータを組み合わせ、進学の過程を分析している。結果は中学・高校において同じ学力である場合は経済的余裕のあるものほど大学進学を望む傾向にあるとしており、中学３年の時点で既に多くの者が大学進学の選択肢を本人の学力・家庭の経済的状況・文化的背景によって決定している、奨学金を認知している者ほど大学進学率が高い、父親の学歴が奨学金に優位な影響を及ぼしているなどがわかった。

第２項　本稿への位置づけ

この研究はデータに基づく多くの仮説とその原因を説明することで、中・高・大学における家庭環境や経済的な理由による進学への影響の大きさを示している。大学進学は家庭の経済状況が大きく影響しており、貧困の連鎖化や教育格差問題が最も顕著に表れる部分だと考察できる。論文内でも主張しているように奨学金制度の改善が大きな鍵とされている事から、学費の問題は貧困世帯にとって大きな影響を与えているといえる。

第３章　分析

私たちは、分析枠組みとして、現状分析と先行研究から子どもの貧困による教育格差について、原因は経済的要因による不十分な教育にあると考え、本章では、まず子どもの教育格差の根本的要因が経済的要因であることを確認した上で、次の 2 つの研究視点を設定し考察した。

第 1 の研究視点は、小学校及び中学校時代は「学校外教育支出の差」、高校及び大学時代は「高額な学費」によって教育格差が広がっているのではないか、子どもの発達段階において、教育格差の特徴や視点が異なるのではないかという点である。

第 2 の研究視点は、各発達段階において十分な支援策が提供されているかという点である。

研究方法として、第 1 の研究視点について、主に文献調査、第 2 の視点について、主に特別区（東京 23 区）及び関連団体のホームページ HP 調査により分析した。

第１節　教育格差の原因分析

教育格差の要因については様々な研究がされてきた。教育格差が生まれてしまう要因の中で、その根本となる要因が経済的要因だと考えられる事から、我々は格差要因の中で経済的要因を取り上げる。

教育格差を広げる原因として経済的要因の他に生活的要因、心理的要因がある。生活的要因とは、衣食住の問題から勉強する環境が整っていないなどから学力が低下してしまうというものである。心理的要因とは、自己肯定感や学習意欲の低下などに起因し、勉強をすることを諦めてしまうことから教育格差が生まれるというものである。

内閣府の「子どもの貧困対策」（2019 年）によると、低所得世帯や一人親世帯の子ども達は、学習理解度、進学意欲、自己肯定感、生活習慣の定着などにおいて他の世帯よりも低い値を取っているとしている。

これを鑑みると、それぞれの要因は多様であるが、その根本的要因は貧困が基礎にあると考えられる事から、経済的要因に焦点を当て考察をする（図 4）。

図 4　　分析構図

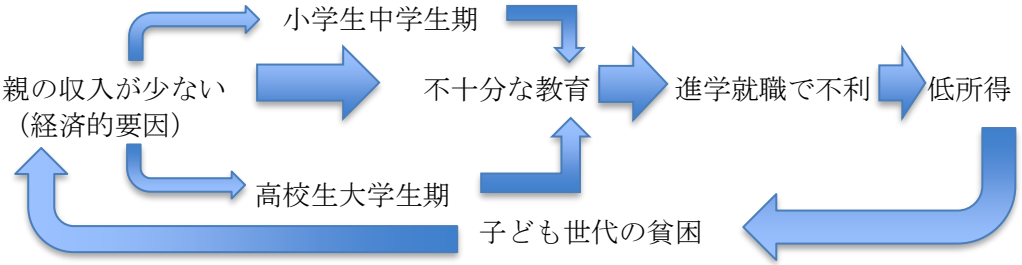

※筆者作成

第２節　研究視点１：発達段階における教育格差の特徴

ここでは先行研究の知見に基づき、まず研究視点１について、経済的要因により生じる不十分な教育は発達段によって特徴が異なると考えられる。子どもの発達段階を小学・中学期、高校・大学期の二つに分け、教育格差の特徴・ニーズの違いを考察する。

第１項　小学生・中学生期

小学校の学習費の内訳を見ると（図 5）、学校外活動とは、学習塾や習い事に通う活動のことを指している訳だが、小学生は全体の（68．2%）中学生は全体の（65．3%）というように大きな支出割合を「学校外活動費」が占めていることが分かる。

さらに学校外教育支出とテストの点数の関連を見ると（図 6 中学校 3 年生、図 7 小学

校6年生）学校外教育支出が一月あたり0円の層（中学3年国語71．6点数学54．1点、小学6年国語53．4点算数67．9点）と5万円以上の層（中学3年国語79．5点数学70．3点、小学6年国語79．7点算数88．9点）を比べるとその学力差は明らかに大きく、学校外教育支出と学力が相関関係にあることが分かる。

図5　公立小学校と公立中学校の学習費内訳

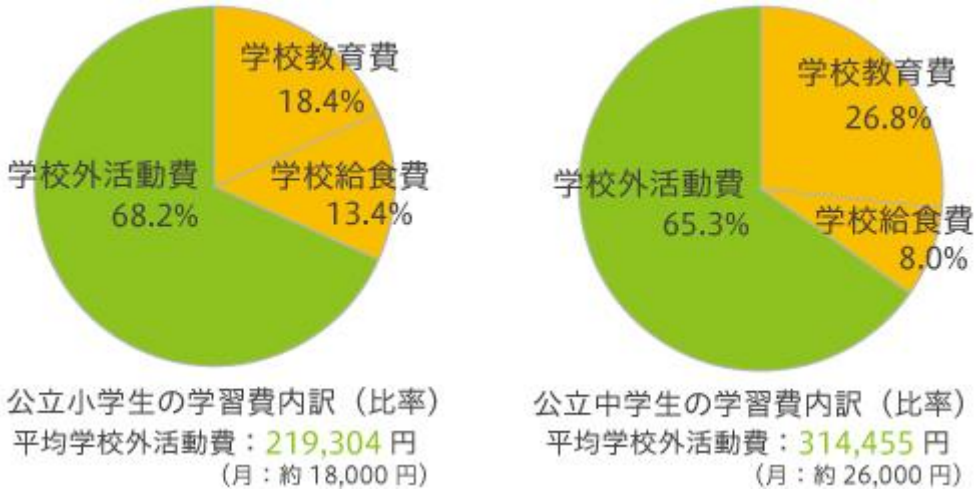

図5

出所）文部科学省「平成26年度子どもの学習費調査」
(https://gooddo.jp/magazine/poverty/educational_inequality/3558/)

中学生の学校外教育支出と点数

図6

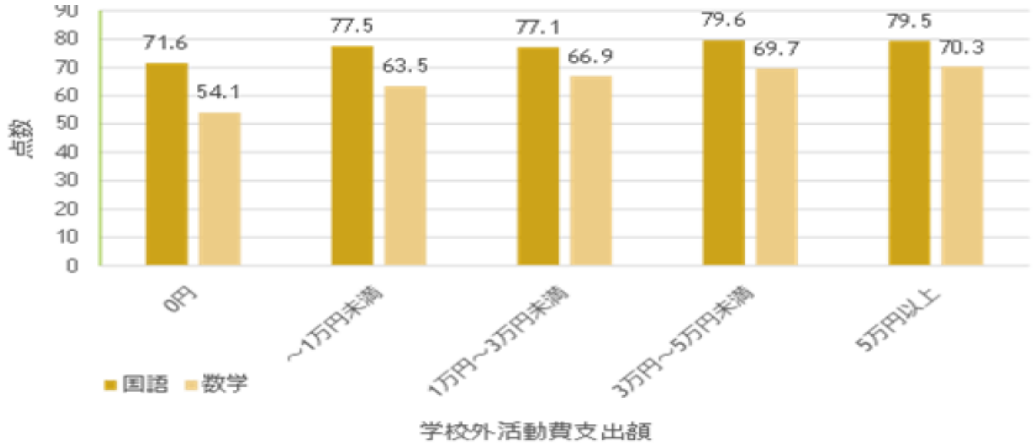

出所）国立大学法人お茶の水女子大学（2013）「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（https://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren_chousa/pdf/hogosha_summary.pdf）

小学生の学校外教育支出額と点数　　図 7

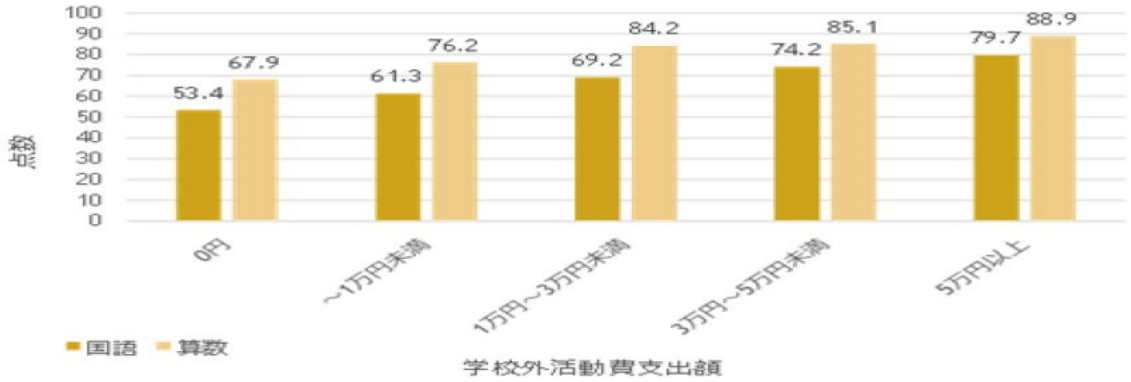

出所）国立大学法人お茶の水女子大学（2013）「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（https://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren_chousa/pdf/hogosha_summary.pdf）

このように学校外教育支出は、小学生中学生期において教育費として大きな負担となり、低所得世帯ではその費用を削ることで、貧困世帯の子ども達が受けることのできる教育の範囲が狭くなってしまうことが分かる。小学生中学生期において、学校教育のみでは不十分な実態が表れており、学校外教育支出の格差が学歴の差を生み、教育の格差を広げていると言えるだろう。以上より、我々は、小学生中学生期における不十分な教育は「教育外活動」の格差に起因すると考えた。

第２項　高校生・大学生期

高校期の学費を見ると、小学校期（68．2%）中学校期（65.3%）と割合が多かった学校外活動費について、公立高校では（約 38.9%）私立高校では（約 27.4%）と大幅に下回る結果となっていることが分かる（図 8）。逆に高校期では学校教育費が公立高校（約 61.2%）私立高校（約 72.6%）と共に大きな割合をしめている。図 9 によると、大学や短大など高校以降の進学に関してその学費は家庭において大きな負担と考えられていることが分かる。

図 8　　一年間にかかる教育費の平均

項目	公立高校（全日制）	私立高校（全日制）
学費総額	450,862円	1,040,168円
学校教育費	275,991円	755,101円
学校外活動費	174,871円	285,067円

出所）文部科学省（2016 年）「子どもの学習費調査」
（https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuuhi/1268091.htm）

図 9　　世帯において、経済的な負担として大きいと思われるもの

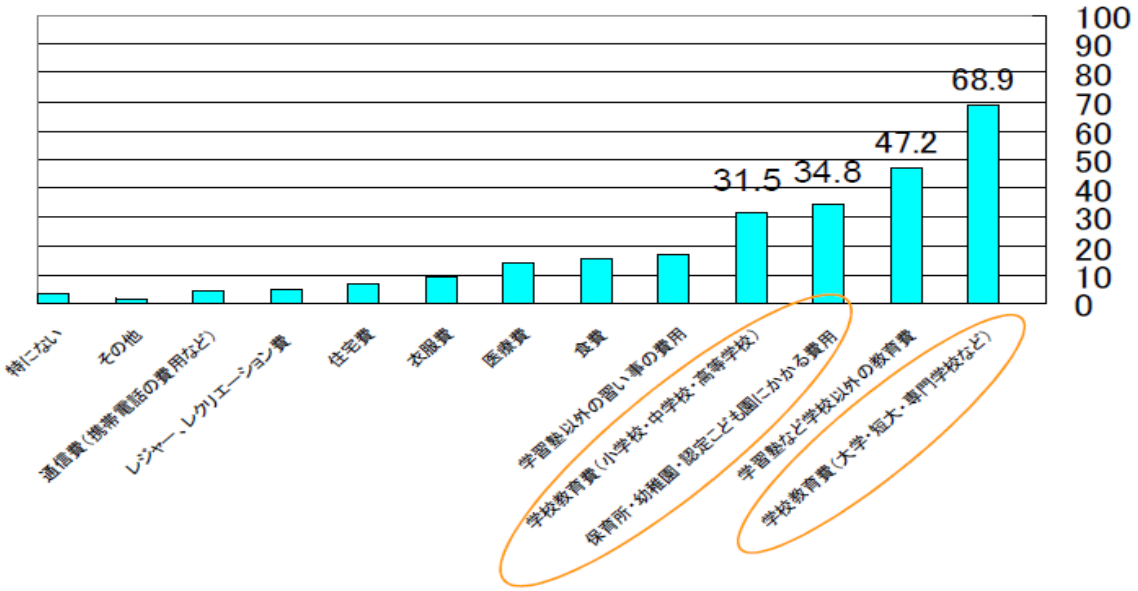

出所）内閣府（2012 年）「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査報告書」
（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa24/shihyo/pdf/gaiyo.pdf）

さらに、両親年収別の高校卒業後の進路を見ると（図 10）では両親年収別の高校卒業後の進路が示されており、両親の年収が高いほど 4 年制大学への進学率が高く、逆に両親年収が低いほどその進学率は低い傾向となっており、逆に就職の割合が高いことが分かる。

図 10　　両親年収別の高校卒業後の進路

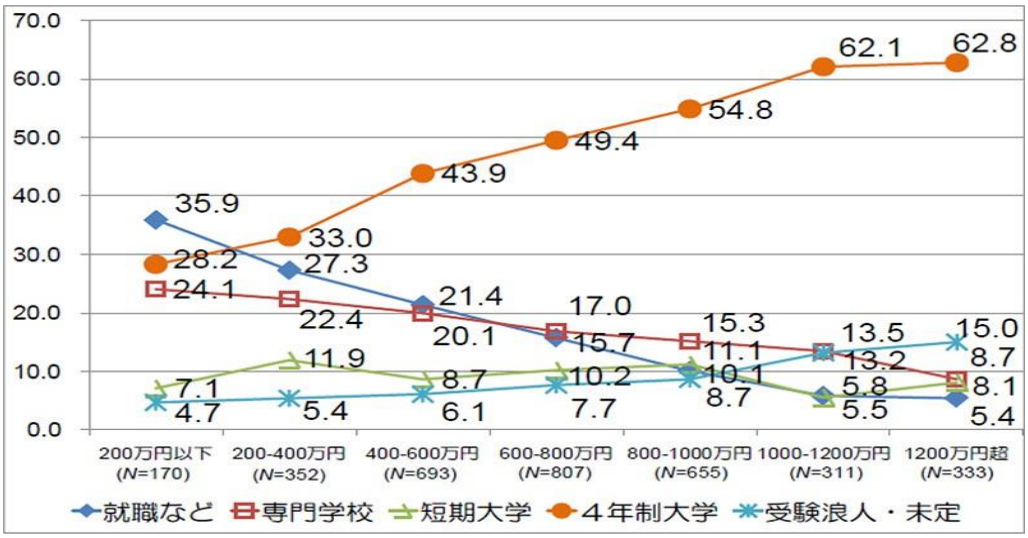

出所）東京大学大学院教育学研究科　大学経営・政策研究センター(2007)「子どもの貧困に関する指標推移」
（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_kaihatsu/3_02_2_5.html）

以上より、高校大学期になると、小学中学期とは異なり「高額な学費」が問題となり、貧困世帯の子ども達は、学費を払うことができない影響から勉強することを諦め、自ら働きに出るという選択肢に進む傾向があることが分かった。さらに厚生労働省の「賃金構造基本統計調査結果」（2016）から、高卒者と大卒者の初任給比較を見ると大卒者の方が明らかに高額な初任給となっており、高校進学や大学進学を諦める事によって生まれた教育格差は、子どもの貧困から、次の世代の貧困を発生させてしまう可能性が高いことが分かった。

第３節　研究視点２：教育格差に対する支援策と利用の実態

第 1 節と第 2 節では教育格差の要因、また子どもの発達段階においてその要因の内訳が異なることを検証してきたが、次に研究視点２について、各発達段階において十分な支援策が提供されているか、また利用されているかを分析する。

第１項 教育格差に対する支援策・支援サービス

（1）小学生・中学生期の支援と課題

我々の分析では小学中学期において最も教育格差を生じる要因が「学校外教育支出」と分析した。では、「学校外教育支出」の格差問題に対してどのような支援があるのだろうか。

①政府・自治体による支援策

政府自治体による支援策としては、主に経済支援策が挙げられる。それは自治体による「児童扶養手当」や国による「母子父子寡婦福祉資金の貸付」である。「児童扶養手当」はひとり親家庭に児童の生活や福祉のため支給される手当であり、扶養している児童の数及び所得に応じて算出される。2010 年 8 月 1 日からは父子家庭にも支給されるようになった。「母子父子寡婦福祉資金の貸付」は国が低利子で、母子父子寡婦世帯に対して行う貸付である。目的としては生活資金や教育資金のための貸付とされている。

このような経済支援の他にも、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」などで相談ができるなど、精神的な支援も行っている。

②NPO・企業等による支援策

直接経済的に支援を行うというものではなく、いわゆる「無料学習塾」の活用など学校外教育に代わる支援が提供されている。以下に先駆的な活動を行っている NPO 法人キッズドアの事例を挙げている。図 11 が学習支援内容を示す簡易ロジックモデルである。キッズドアは学習支援を始めとし、教育格差及び子どもの貧困を解消するための自立支援を行っている。

学習支援 NPO は近年全国的な広がりが見られ 2020 年 9 月末時点で 51，031 団体となっており、支援団体数の増加から支援体制が整ってきていると評価される。認知能力のみならず非認知能力の向上、さらに経済的自立のみに留まらず、精神的自立も目指すことで社会的自立を達成することが目指されている。

しかしながら、学習支援 NPO の課題も多い。学習支援を行うボランティアスタッフの不足、発達、学習障害など専門知識を必要とする子ども達への対応、複雑な支援情報の把握などの運営上の課題がある。

図 11　　学習支援ロジックモデル（NPO 法人キッズドア）

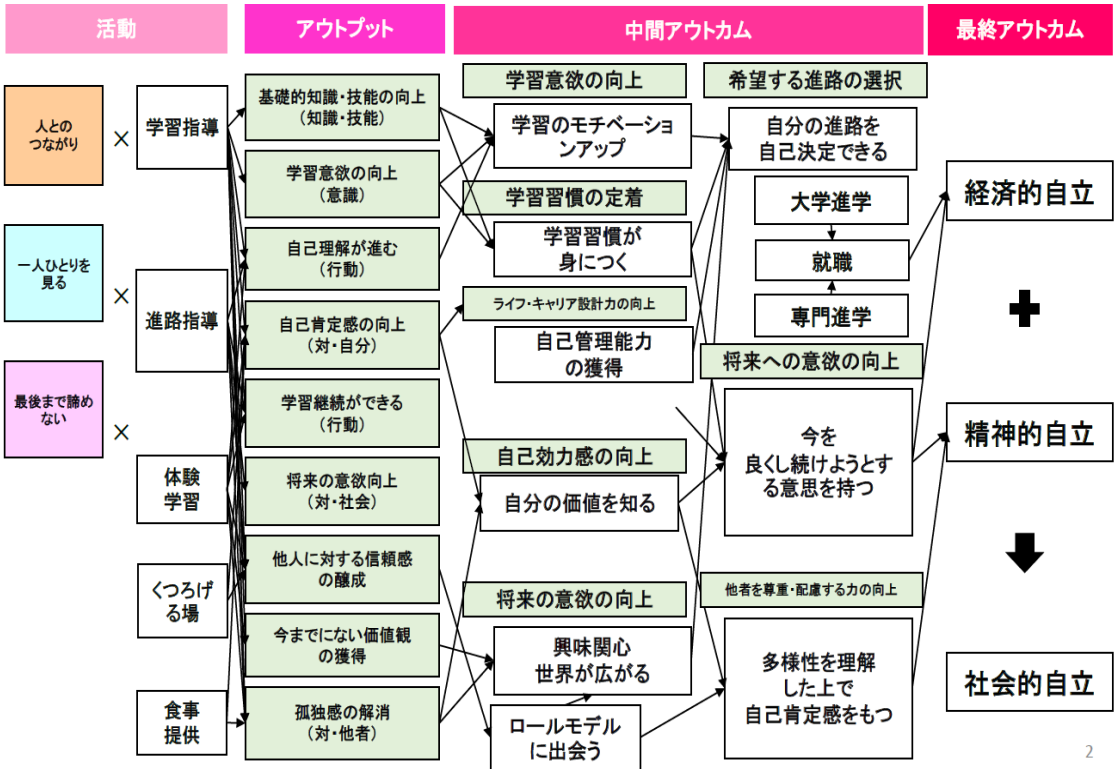

出所）内閣府子どもの貧困対策有識者会議資料　2018 年　「学習支援の現状及び在り方」（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_6/pdf/s2_2.pdf）

（２）　高校生・大学生期の支援と課題

①政府・自治体による支援策

特に大きな支援策が高校期に整備されている。その代表格として 2010 年から導入されている「就学支援金制度」が挙げられる。この制度は高校の授業料を国が援助する制度であり、公立高校では授業料負担が実質 0 円となる。また令和 2 年 4 月からは私立高校の授業料実質無償化がスタートしている。但し公立年収 910 万円未満、私立は 590 万円未満世帯が対象である。

このように高校期では、大きな経済的支援が行われており、低所得世帯の子ども達も高校に進学する事が容易になりつつある。

大学期においてもこの「無償化」が 2020 年 4 月よりスタートしている。この制度は高校の支援制度とは性質を異にするものであり、授業料を全額国が負担するものではなく、授業料等の減免と「給付型奨学金制度」の二つで種類があり、支援対象は 4 年制大学のみならず、専門学校や短期大学にまで適用される。

したがって、高校大学期においては大きな経済的な支援があることから、低所得世帯においても進学しやすい状況が整備されてきたと評価される。

② NPO・企業等による支援策

高校・大学生期における支援利用者は、小学・中学生期に比べて少ない傾向にある。東京都内の学習支援を受けている学年別参加者を見ると（図 12）、小学生～中学生の利用者が 93.1%であるのに対し、高校生及び高校既卒者は 5.9%と利用者が非常に少ない。さらに 1 項（1）②で取り上げた NPO 法人キッズドアでは、高校生に対する支援方法を見直し、高校中退予防＆高卒認定支援のための学び直し事業 「リファインド」を 2016 年に開設するなど、支援利用が少なくなっている高校・大学世代に対する新たな取り組みを行っている。ただし、NPO の財源不足や若年シングルマザーに対する託児機能が無いことなど課題が生じている。

企業等の取り組みとしては「企業奨学金」というものがある。これは企業が行っている奨学金制度である。さらに企業の支援策として奨学金の貸付のみならず、返済支援制度というものもある。これは、近年問題となっている多額の学費を払うための奨学金を企業で働くことなどで、企業側が奨学金を肩代わりしてくれるという制度である。トヨタグループや大和証券グループなどの大手企業でも盛んに行われてきている。

図 12 学習支援の参加者

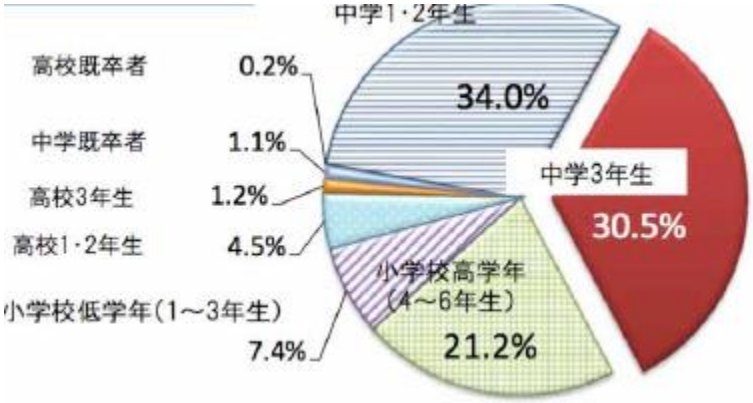

出所）２０１７年「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第４回資料）」（ https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169130_4.pdf）

第２項 支援策・支援サービスの情報提供と利用の実態

政府の支援策の利用について、有用な支援が整備されているものの、当事者である低所得世帯が情報を知らない、利用のための手続きが複雑で分かりづらい、行政の窓口が複数に分かれているなど、支援利用までに大きなハードルがあることが課題と言える。どのようにして情報を広め、理解してもらい利用に辿り着ける事ができるかが今後の課題となるだろう。

NPO・企業の支援サービスの利用についても、活動を利用するための情報の周知にまで課題がある。利用までのサポートは各自治体で対応が異なる。自治体内に活動を行う NPO 法人の存在までは分かっても、利用するためにはどうすれば良いか、自治体担当部署や NPO に連絡するというように、利用者に複数のアクションを必要とする場合が多く、貧困世帯にとって利用までのプロセスが一つの障壁となると考えられる。

これらに対し、実際に各自治体ではどのような支援策・支援サービスの情報提供を行っているのかを検証し、利用に対してどのような問題が発生するのか検証していく。

今回我々は自治体として東京都の「渋谷区」「杉並区」「港区」を選定した。選定理由に関しては、各分野において先進的な取り組みや政策などを行っている特別区（東京 23 区）を対象とし、無作為に選定したものである。また調査方法として各区の公式ホームページを基にし、調査内容としては、利用者の視点に立って見た場合どのような問題が生じるか、さらに現段階でどのような工夫がされているかを調査する。

（1） 渋谷区における分析

図 13　渋谷区公式ホームページ（ホーム画面）

出所）渋谷区公式ホームページ（2020 年 11 月 7 日時点）
（https://www.city.shibuya.tokyo.jp/）

図 14　渋谷区公式ホームページ（ひとり親家庭のページ）

出所）渋谷区公式ホームページ（2020 年 11 月 7 日時点）
（https://www.city.shibuya.tokyo.jp/）

渋谷区の公式ホームページ（以下 HP）の特徴としてひとり親家庭に特化したカテゴリが作成されている事が言える。図 13 から分かるようにひとり親家庭において必要とされる経済的支援や自立支援などが網羅されている。説明に関しては支援対象者、制度の説明、必要書類等の基本的なことが書かれている。一つのカテゴリにまとめられているため、ある制度を確認した後、一つ前に戻れば他の制度も見られるという点で内容の把握が容易になっているといえる。

しかしながら、利用に関しては窓口に問い合わせ、または直接赴く必要があり、郵送でも可能と書かれていたが実際は書類の書き方などを一つずつ確認する必要があり、時間的に余裕がなければ自力での申請は難しいと考える。さらに、手当・助成は「子ども青少年課子育て給付係」であるのに対し自立支援は「生活福祉課子ども女性相談主査」となっており、経済的支援と自立支援という一人親世帯に関連する事柄であっても異なる課であるため、複数の窓口とやりとりを行わなければならない点は利用する側にとって非常に不都合なものである。奨学金制度に関しても区が行っているものの他に東京私学財団が行っている奨学金について記載があったが、詳細はそれぞれ異なるホームページに移動し、自ら調査或いは連絡をしなければならない。

さらに不都合な点として、NPO 等による学習支援等の情報が載っていない事がいえる。ひとり親家庭への支援として NPO 等の団体による活動は非常に役に立つものである。しかし渋谷区の HP には区内の NPO（学習支援等を行う）の情報が見つからなかった。渋谷区では区が行っている「放課後クラブ」などの情報は掲載されており、内容も詳しく書かれている。また保健師が出産育児に関する相談を受ける「ネウボラ」など特徴的な支援を行っている。これらの情報については容易にアクセスできる反面 NPO 等の情報が無い。これは

渋谷区と区内にある団体の連携が上手くできていない事を示唆しており、実際利用しようとしてもどのような団体があるのか分からないという事態を招く可能性が高いといえる。

このように渋谷区では、ひとり親家庭に対して経済支援や自立支援等を HP から網羅できる形を作っているが、各分野で相談窓口が異なることや、団体による支援情報のようなひとり親家庭において必要とされる情報が示されていない点が問題であると分析した。

（2） 杉並区における分析

図 15　　杉並区公式ホームページ（ホーム画面）

出所）杉並区公式ホームページ（2020 年 11 月 7 日時点）
（https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/index.html）

図 16　　杉並区公式ホームページ（カテゴリ画面）

出所）杉並区公式ホームページ（2020 年 11 月 7 日時点）
（https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/index.html）

杉並区の公式ホームページ（以下 HP）の特徴としては、大きなカテゴリとしてひとり親家庭などを取り上げるのではなく細かい分野で取り上げている点が挙げられる。図 16 にあるよう「子育て」「生活支援」両方にひとり親家庭支援という項目がある。これによって、より支援内容を細かく調べることができる。しかしデメリットとして複数のページを行き来しなければならない状況が生まれてしまい、調べる際に混乱してしまうということが考えられる。

奨学金に関しては杉並区教育委員会のカテゴリから調べられ、区の奨学金、東京私学財団の奨学金、その他に就学支援金制度に関する情報が記載されていた。しかし、詳しい情報は各外部リンク等に分類されており、それぞれについてページを開き、詳しくは各窓口に連絡という形になっていた。

HP の良い点としては他に児童館や学童クラブについての情報が一つの項目にまとめられていることがいえる。これにより利用までの手続きや活動内容などを詳しく知ることができる。また子育てに関する施設として児童相談所をはじめとするセンターなどの機関が一覧表にまとめられており、相談の利用は容易になっている。しかし、機関の名前と住所、連絡先があるのみで、どのような内容を扱っている機関なのかについて記載が無かった。

また問題点として、学習支援等を行う団体等の情報が掲載されていないことが挙げられる。HP を調査していく中で区内においてどのような団体があるか等の情報は見つけられなかった。つまり、団体を利用する為には自ら調べていく必要があるのだ。さらに、経済支援とひとり親家庭の相談窓口が異なることから、複数の支援を受けようとするとき多数の相談窓口に連絡をしなければならない点も問題である。

このように、杉並区ではひとり親家庭の相談に関してや児童館等の施設に関する情報については分かりやすく書かれていたが、区内団体への利用に関する事や多数存在する相談窓口の活用において問題があると分析した。

（3） 港区における分析

図 17　　港区公式ホームページ（ホーム画面）

出所）港区公式ホームページ（2020 年 11 月 7 日時点）
（https://www.city.minato.tokyo.jp/kodomo/kodomo/index.html）

図 18　　港区公式ホームページ（ひとり親家庭に関する画面）

出所）港区公式ホームページ（2020 年 11 月 7 日時点）
（https://www.city.minato.tokyo.jp/kodomo/kodomo/index.html）

図 19　　港区公式ホームページ（子ども交流会・子ども食堂）

出所）港区公式ホームページ（2020 年 11 月 7 日時点）
（https://www.city.minato.tokyo.jp/kodomo/kodomo/index.html）

港区の公式ホームページ（以下 HP）において特徴的であったのは、ひとり親家庭支援の項目に経済的な支援の他に、家庭内暴力（DV）に関する事や離婚に関連することなど、一つの内容に縛られずに関連する内容においても記載されている点が挙げられる（図 18）。さらに区内で行われている子供会や子ども食堂に関する記載がある点も評価できる（図 19）。

しかしながら、この子供会等の情報はひとり親家庭の項目に入っていないため、情報のアクセスが複雑である点や、子供会や子ども食堂に参加するにはどうしたら良いかなど具体的な利用方法が記載されておらず、自ら連絡先を調べる必要がある。さらに問題点として、区内で活動する NPO に関する情報が記載されていない点、経済支援に関する連絡先が複数あること等が挙げられる。港区では子ども家庭課という子どもに関することやひとり親家庭のことを包括的に取り扱っている課があるが、自立支援に関する事は保健所に連絡することになっている。自立支援は生活困窮世帯またひとり親家庭に必要な支援の一つとしていえるが、窓口が異なっているため支援の利用までにハードルが生じてしまうだろう。

奨学金に関しては区の奨学金、東京私学財団の奨学金、日本学生支援機構の奨学金と情報はあるものの、一括にまとまって記載されていないため情報の把握が行い難い。

このように港区では、子ども食堂などの活動に関する情報は記載されていてもその利用に関することの記載がない点、ひとり親家庭等で必要となる支援制度が網羅されていない点等、支援制度に対する利用に関するサポートが脆弱という問題点があると分析をした。

第４節　分析結果

以上の分析は次のようにまとめられる。

第 1 に教育格差の要因は様々存在しているが、その中核となる原因は「経済的要因」であり、またその経済的要因も小学生中学生期では「学校外教育支出」、高校生大学生期で

は「高額な学費」というように子どもの発達段階によって教育格差の特徴・原因が異なる事が明らかにされた。

第 2 に、各発達段階の問題に対して小学中学期では国や行政からの経済支援や NPO による「学習支援活動」、高校大学期では「奨学金」や「就学支援金制度」など、有効な支援策が導入されていると評価される。

しかしながら第 3 に、支援制度の情報提供・周知・利用に関する点として自治体 HP 調査から、支援制度に関する情報は記載されていても、その利用に関しては窓口に相談する必要があることや、相談窓口が複数ありそれぞれの窓口と連絡を取り合う必要がある点等、時間的精神的に制約のある生活困窮世帯の方々にとって支援制度の利用は非常にハードルの高いものとなっていること、学習支援を行う団体や奨学金に関する情報など関連する情報が一括に網羅されていない点などが原因となり、支援を必要とする人々が支援制度の利用ができないという課題が発生してきていることが考察された。

第４章　政策提言

第１節　分析結果を踏まえて

以上の分析より、教育格差の解消に向けて小学中学期においては主に「学校外教育」に視点を置き、その差を埋めるべく NPO 法人による「学習支援活動」等があり、高校大学期では「就学支援金制度」による直接的な経済支援が開始され、様々な支援策が導入され整備される状況であることが把握された。しかしながら、その支援策・支援サービスが整備・提供されるようになった今、問題は新たな段階に移行したと考えられる。それは、支援実施及び運用・利用段階における新たな課題である。これらの課題を打開するべく、我々は次の政策を提言したい。

第２節「駆け込み相談窓口事業」～支援利用のためのチューター制度～

第１項　提言内容

この「駆け込み相談窓口事業」とは、現在ある貧困世帯の子どもに対する支援制度や活動団体を支援が受けたい人に紹介をするだけでなく、その利用ができるまでサポート行うというものである（図 20）。活動は行政からの委託事業として各自治体の学習支援等を行う NPO 法人が主体となって行う事を想定している。さらに支援制度や活動団体の紹介や、行政・NPO との橋渡しとしてのチューターを担当する者としては NPO のスタッフが中心としながらも、学生等のボランティアの活用を提案する。

この提案の特徴としては、問題意識・現状分析を通した分析で明らかになった、「支援策はあるのに問題が解決されない」のは「支援の利用が上手くできていないため」という問題を解決することが可能であるというものである。支援を受けたいという貧困世帯の人々は精神的・時間的に余裕のない人が大半である。そのような状況下で複雑な支援制度を理解し利用する事や、何度も連絡を取り合う事などは非常に難しく、大きなハ

ードルとなっている。

そこで、この「駆け込み相談窓口」では政府自治体の経済支援制度や地域の学習支援を行う NPO 等の情報を一挙に扱うことで、一つの窓口で対応が可能となり、さらに今まで支援情報の提示に留まっていた体制から、利用への手続きまでチューターが行う事でサポート領域を広げ、支援利用者がより支援を受けやすくなることが期待できる。また、NPO 法人が主体となる事で行政ではできない、相談者に寄り添った柔軟な対応が可能となり、学生等ボランティアの活用により相談者と近い世代の相談者の利用促進も望めると考えられる。

図 20

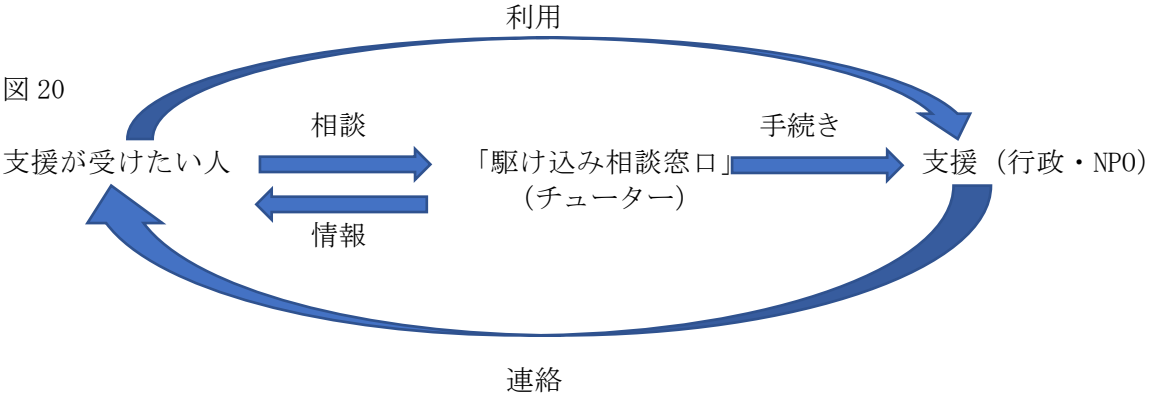

※筆者作成

第 2 項　提言における問題点と考えられる改善点

今回の提言において幾つかの問題点を考えそれらに対する改善点を考えた。

１つは NPO 法人の仕事量の増加である。今回提言している制度は既に学習支援等を行っている団体を対象としている。これは既に支援情報や手続き等のノウハウがある既存の団体が活動を行う方がよりスムーズに活用できると考えたからである。既に活動を行っているため、さらに仕事量が増えるのは必至であるが、この「駆け込み相談窓口」を設置する団体には国あるいは自治体から援助金を NPO に給付するという改善点を挙げる。これにより運営資金不足の NPO 団体運営上の問題も軽減されるのではないかと考える。

２つ目はボランティアスタッフの不足である。現在の学習支援等でもボランティアスタッフの不足は問題となっており、今回の提言内容にも発生する事案と考えている。これに関しては、学生等には活動経験による単位認定、また一定期間活動により資格を授与することを提案する。特に学生等は時間的に制約がある場合もある為、この活動を行う事で一定のインセンティブを付与し、ボランティアスタッフを確保するというものである。

３つ目は支援利用の手続きに関しての個人情報の取り扱いである。行政からの委託事業として活動を行うため、個人情報のやりとりは可能ではあるものの、相談者が不安に思う可能性は大いに考えられる。そこで個人情報のやりとりを要する手続きなどは相談者の任意とすることを提案する。このようにすることで、一定の自由度を設け、相談者に寄り添った対応をすることを目指す。また、チューターによる手続きを不可とした場合でもできる範囲でのサポート行う。

４つ目は、膨大な支援制度等をどのように網羅するかである。支援制度は非常に多くなってきており、手続きもそれぞれで異なるものも存在していることから問題になると考えられる。これに対しては、支援制度に関する内容や手続きは行政が行っていた性質を考慮し、マニュアルを国または行政で作成することを提案する。これによりあくまで活動する

団体は紹介と利用へのサポートを仕事として分類し、仕事内容を明確化できる。
５つ目はこの「駆け込み相談窓口」の情報をどのように周知するのかである。情報の周知は学習支援等の活動においても問題となっており本提言でも問題となると考えられる。これに対し、まず同じ活動を行う窓口を公共施設等（役所やセンター）や各 NPO 本部に設ける事で接触できる場所を増やす事や、学校・地域・SNS 等による呼びかけ、また自治体のホームページに特設サイトを併設するなど多岐における周知を行う事で解決が可能と考えている。

第３節　類似政策から見る政策提言の実効性

第１項 類似制度１　生活困窮者支援制度の課題

今回の政策案と類似する政策として生活困窮者自立支援制度を挙げ、政策提言の実効性を検討する。この生活困窮者自立支援制度とは、2015 年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき自治体が中心となって生活保護を受けている方などを対象とした制度であるが、「自立相談支援事業」「家計相談支援事業」「生活困窮世帯の子どもの学習支援」の３つを特に類似するものとして取り上げる。

「自立相談支援事業」では相談者に寄り添いながら支援を行う「寄り添い型」を掲げており、我々の政策案においては、行政からの委託事業としてＮＰＯが主体とすることでこの寄り添い型を実現する。

「家計相談支援事業」においては、支援プランの作成や関係機関とのつなぎ、貸付の斡旋など経済的支援を提供し、「生活困窮世帯の子どもの学習支援」として、この制度の中で学習支援を提供する。経済的支援、自立支援、生活支援、子どもの学習支援を一体的に提供する制度である。工夫された仕組みであると評価されるが、貧困の連鎖を十分には改善できず、自立支援効果が不十分であると指摘される。

「生活困窮世帯の子どもの学習支援」は、この制度では学習支援を行うという形であるが、進学支援や高校中退防止、何より子どもと保護者双方に視点を置いているという点で類似している。

この生活困窮者自立支援制度は各自治体で取り入れられ、法人やＮＰＯ等の団体に委託するなどして活動範囲を広げているが課題も出てきている。その課題とは貧困の連鎖を防ぎ子どもの将来に向けた自立支援を行えていないというものである。

この課題が何故解決されないのか。それは幾つかあるこの生活困窮者自立支援制度自体の問題点に起因すると考える。

1 つは必須事業と任意事業というものである。上記にあるよう生活困窮者自立支援制度は複数の事業が組み込まれている。しかしながらその中でも自治体に必須とされているのは「自立相談支援事業」と「居住確保支援」のみであり、子どもへの支援等は任意事業となっている点である。これによって子どもの貧困や学習支援への取り組みが成されない事態が大いになり得、さらに自治体間で支援格差が生じてしまうのである。

2 つ目は就労や居住に偏っているという点である。生活困窮者自立支援制度において先に述べた必須事業になっている「自利相談支援事業」「住居確保給付金の支給」や就労、就職をする為の支援が非常に多い内容となっている事が分かる。これによって子どもに対する支援等が後方に回るという事態になってしまい支援が脆弱化するのである。

これらの問題を解決する為にも今回提言している「駆け込み相談窓口事業」は有効と考

える。主に子どもに対する支援を前面に押し出すことで、支援の周知や利用につなげることがより可能となる。さらに子どもの貧困による格差を是正することで、最終問題であった貧困の連鎖を断ち切ることも可能と考える。現在まで、子どもの貧困やその原因の 1 つである教育格差に関する支援をまとめた支援制度は無く、他の問題とまとめた複合的な形で支援が成されてきた。しかし、貧困の連鎖が断ち切れない現状において子どもの貧困を複合的に考えるのではなく、1 つの大きな問題として取り上げるべきではないだろうか。その起発点としてこの政策案を我々は提言するのである。

第２項 類似制度２　練馬区ひとり親家庭支援

練馬区では 2017 年 4 月よりひとり親家庭の支援に関する窓口を一括化するという取り組みが始まっている。この取り組みは練馬区が独自に行った調査（ひとり親家庭ニーズ調査）を基に、公的な窓口の使用率の低さや区の支援内容の理解ができていないことを把握し、複雑な窓口を一つにすることにより複数の悩みを抱えた人をサポートしていくという目的によって行われている。さらにこの取り組みから同区はひとり親家庭自立応援プロジェクトを開始した。このプロジェクトは「生活」「就労」「子育て」と大きく 3 つに分類されており、練馬区 HP ではこれら 3 つの取り組みに関連するイベントや事業などを一括で把握できるようにしている。同区公式 HP ではその他にも、行政の経済的支援等が網羅されている点や、ひとり親家庭に関連する事に速くたどり着ける点など、支援の周知や利用に関して先進的な取り組みを行っている自治体と言える。

練馬区のひとり親家庭に関する支援は相談窓口の一括化をすることなどに関して我々の提言に類似しているといえる。しかしながら、練馬区における取り組みは行政が中心となって行っているものであり、我々の提言は NPO が主体となっている。さらに、支援の利用サポートという点においては、提供者側視点よりも利用者側視点が重要になってくることから、行政のみが対応するのではなく、NPO などの民間が関わる必要があるのではないかと考えている。つまり民間団体が介入することで、困っている人達に寄り添った活動ができるのではないかというものである。この点が我々の提言と練馬区の取り組みとの相違点であり、NPO との連携という側面において練馬区の取り組みの欠如している部分であると考える。

第 4 節　今後の課題

ここまで支援制度や支援活動をより多くの困っている人々が利用できるような政策案について論じてきたが、やはりそれだけで全てが解決できる訳ではなく今後課題として浮上する事象もあると考えられる。本節では今後の考えられる課題について論じる。

第 1 に、情報周知の課題である。本文でも取り上げているがこの情報をどのように届けるかについては今後も課題として浮上するだろう。実際類似政策として取り上げた「生活困窮者自立支援制度」も国の目安は人口 10 万人に対し月 22 件としているが、実際は 2016 年の 4 月～7 月は月当たり 14．7 件となっており、上手く国民に情報が回っていない。
現代はインターネット環境も普及し様々な情報拡散手段があるが、逆に選択肢が増えてしまった影響で、情報の受取手が一体何から情報を得ているのかが分かりにくくなってしまい、発信者側が全ての情報発信ツールを使うことができないという事態も発生していると考えられる。

第 2 にＮＰＯ等への理解・連携である。特にここでは「資金不足」の点から見る。これ

は団体の「非営利」という特性上、利益を得るための活動では無いため、その資金は行政等からの援助金、寄附、融資等に限られており、活動を広げる為や新たな事業を始めることが難しくなっている。内閣府の「平成 25 年特定非営利活動法人に関する実態調査」（2013）では、ＮＰＯの約半数が総収入 500 万円以下の団体となっており、活動拡大などに踏み切れない状態になっているとされている。また寄附や融資も難しい状況であり、内閣府「ＮＰＯ法人に関する世論調査」（2013）ではＮＰＯ法人が行う活動に対して寄附をしたいと「思う」に回答した人は 23．2%となっている。融資では、金融機関がＮＰＯ等に関する理解が不足している事や少額名融資額、信用保証制度が活用できないことなどから活発な融資ができていない状況である。活動に直結する資金問題は今後さらに問題となる点と考える。ＮＰＯ法人とはいった何であるのか、またどんなことを行っているのかなど、その実態に関して世の中に広めていく必要があるだろう。

本稿では、子どもの貧困・教育格差の問題について、支援策・支援サービスを整備しても、必要とする世帯・人が利用する仕組みを構築することが重要であることを明らかにした。支援策が一定程度整備される状況になり、第 2 段階として、施策の運営・利用に焦点をあてた仕組みの導入が喫緊の課題であり、早急な整備が期待される。

先行研究・参考文献

○参考文献

・厚生労働省（2015）「各種世帯の所得等の状況」
（https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html）
最終閲覧日　2020 年 9 月 9 日
・文部科学省（2014）「平成 26 年子どもの学習費調査」
（https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuuhi/kekka/k_detail/__icsFiles/afieldfile/2015/12/24/1364721_1_1.pdf）
最終閲覧日 2020 年 8 月 20 日
・内閣府　（2019）「子どもの貧困対策～子どもを取り巻く現状と国の取り組み～」
（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/pdf/h29_ykhm/s1.pdf）
最終閲覧日　2020 年 9 月 9 日
・厚生労働省　（2016）「賃金構造基本統計調査結果の概況」
（https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html）
最終閲覧日　2020 年 9 月 9 日
・gooddo「日本で教育格差が広がる理由は？原因を知り対策を考えよう」
（https://gooddo.jp/magazine/poverty/educational_inequality/3558/）
最終閲覧日 2020 年 9 月 8 日
・gooddo「教育格差の解決策や実際に行われている取り組みは？私たちにできること」
（https://gooddo.jp/magazine/poverty/educational_inequality/3593/）
最終閲覧日 2020 年 9 月 8 日
・公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン「子どもの貧困と教育格差」
（https://cfc.or.jp/problem）　最終閲覧日 2020 年 9 月 8 日
・厚生労働省ＨＰ　生活困窮者自立支援制度
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html）
最終閲覧日 2020 年 10 月 30 日
・練馬区 HP（https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/hitorioya/index.html）
最終閲覧日 2020 年 11 月 5 日
・日本経済新聞　朝刊　地方経済面　東京　2016 年 10 月 12 日発刊

○引用文献

・朝日新聞　朝刊「支持率を重視　甘い制度設計」　2020 年 9 月 8 日発刊

○先行研究

・国立青少年教育振興機構（2010 年 10 月）「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」
（http://www.niye.go.jp/kanri/upload/editor/62/File/10taiken-gaiyou.pdf）
最終閲覧日 2020 年 8 月 20 日
・「大学進学と学費負担構造に関する研究」（平成 25 年） 小林雅之 濱中義隆 劉文君
（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2013/07/08/1337608_02.pdf）
最終閲覧日 2020 年 8 月 20 日

○データ出典

・内閣府 関西国際大学 道中隆（2014）「子どもの貧困と社会的不利益―子どもの貧困連鎖を断つ―」 p 8
（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kentoukai/k_3/pdf/s7-1.pdf）
最終閲覧日 2020 年 9 月 10 日
・文部科学省（2011）「我が国の教育行財政について」 p 2
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/bunka/dai3/dai1/siryou4.pdf）
最終閲覧日 2020 年 9 月 10 日
・文部科学省（2014）「平成 26 年子どもの学習費調査」により CFC（公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン）作成表
（https://gooddo.jp/magazine/poverty/educational_inequality/3558/）
最終閲覧日 2020 年 8 月 10 日

・国立大学法人お茶の水女子大学（2013）「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」
（https://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren_chousa/pdf/hogosha_summary.pdf） 最終閲覧日 2020 年 8 月 10 日

・文部科学省（2016 年）「子どもの学習費調査」
（https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuuhi/1268091.htm）
最終閲覧日 2020 年 8 月 5 日
・内閣府（2012 年）「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査報告書」
（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa24/shihyo/pdf/gaiyo.pdf）
最終閲覧日 2020 年 8 月 5 日
・東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター(2007)「子どもの貧困に関する指標推移」
（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_kaihatsu/3_02_2_5.html）
最終閲覧日 2020 年 7 月 14 日

・内閣府子どもの貧困対策有識者会議資料　2018 年　「学習支援の現状及び在り方」より NPO 法人キッズドア作成表
（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_6/pdf/s2_2.pdf）
最終閲覧日　2020 年 9 月 8 日

・文部科学省（2011）「教育関係 NPO 法人の活動事例集」
（https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/npo/）
最終閲覧日　2020 年 9 月 8 日
・内閣府（2016）「子どもの貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究　報告書」
（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_kaihatsu/index.html）
最終閲覧日 2020 年 9 月 11 日
・内閣府（2013）「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」
（https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/npojittai-chousa）
最終閲覧日 2020 年 10 月 20 日
・内閣府（2013）「ＮＰＯ法人に関する世論調査」
（https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-npo/index.html）
最終閲覧日 2020 年 10 月 20 日
・一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク　困窮者支援情報共有サイト HP
（https://minna-tunagaru.jp/about/）　最終閲覧日 2020 年 11 月 1 日
・渋谷区公式ホームページ　（https://www.city.shibuya.tokyo.jp/）
最終閲覧日 2020 年 11 月 7 日
・杉並区公式ホームページ（https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/index.html）
最終閲覧日 2020 年 11 月 7 日
・港区公式ホームページ
（https://www.city.minato.tokyo.jp/kodomo/kodomo/index.html）
最終閲覧日 2020 年 11 月 7 日